

政策 I-1-(1)-④

1. 政策及び目標等

政策	効果的なオフサイト・モニタリングの実施等
達成すべき目標	金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること (主要行全体としての不良債権比率については17年3月末時点の水準以下に維持されること)
目標設定の考え方及びその根拠	金融を巡る環境の変化に適時に対応する監督体制を整備し、効果的なオフサイト・モニタリング(検査と検査の間の期間においても継続的に情報の収集・分析を行い、金融機関の業務の健全性や適切性に係る問題を早期に発見するとともに、必要に応じて監督上の対応を行うこと)を実施することにより、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する必要がある。
測定指標	金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保の状況 ・各業態の健全性指標の状況

2. 17年度重点施策等

17年度重点施策	<ul style="list-style-type: none"> ① 検査・監督当局による効率的なモニタリングの実施 ② 業態ごとの監督指針の策定 ③ 金融のコングロマリット化への対応 ④ 早期是正措置等の的確な運用 ⑤ 銀行勘定における金利リスク等、自己資本比率の算定に含まれないリスクの適切なモニタリング等の検討 ⑥ オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの機能強化 ⑦ 金融機関のシステムトラブルへの適切な対応
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ① 検査・監督連携会議の開催状況 ① 業態ごとの監督方針の策定・公表状況 ① 各業態の健全性指標の状況(主要行の不良債権比率等) ② 業態ごとの監督指針の策定状況 ③ 法的な枠組みのあり方に係る検討状況 ③ 金融コングロマリットのモニタリング状況 ③ 「コングロマリット室」の体制強化の検討状況 ④ 早期是正措置等の発動状況 ⑤ 早期警戒制度の見直し状況 ⑥ 柔軟性・拡張性のあるモニタリング・システムの整備状況

- | | |
|--|-----------------------|
| | ⑦ システム障害等に対する対応状況 |
| | ⑦ システム統合に際してのモニタリング状況 |

3. 政策の内容

金融を巡る環境の変化に適時に対応する監督体制を整備し、効果的なオフサイト・モニタリング（検査と検査の間の期間においても継続的に情報の収集・分析を行い、金融機関の業務の健全性や適切性に係る問題を早期に発見するとともに、必要に応じて監督上の対応を行うこと）を実施することにより、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する必要があることから、業態毎の監督指針の策定、モニタリング・システムの機能強化等の体制整備を行うとともに、早期警戒制度等の的確な運用等適時適切な監督対応を図ることとしています。

4. 現状分析及び外部要因

金融機関を取り巻く様々なリスクが高まる中、金融機関の経営の健全性の状況を継続的・定量的に把握する重要性が高まっていることから、財務会計情報に加え、金融機関の市場リスク、流動性リスク、信用リスクの状況等についてのモニタリングが必要となっています。また、我が国の金融を巡るコングロマリット化の進展等を踏まえた新たな監督体制を確立することも求められています。このほか、従来の早期是正措置及び早期警戒制度に加え、コーポレートガバナンスや経営の質、業務の適切性、地域貢献が収益力・財務の健全性に与える影響等の観点も取り入れた、より多面的な評価に基づく総合的な監督体系の確立が必要となっています。

5. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

① 検査・監督当局による効率的なモニタリングの実施

平成 17 年 8 月、効率的なモニタリングを実施するため、業態・テーマごとに検査・監督連携会議を設置・開催しました。また、厳正で実効性ある監督行政を効率的・効果的に遂行するとの観点から、17 年 7 月に「平成 17 事務年度中小・地域金融機関向け監督方針」を、同年 10 月に「平成 17 事務年度証券会社向け監督方針」を策定・公表しました。

② 業態ごとの監督指針の策定

17 年 7 月以降、各監督指針（主要行等、中小・地域金融機関、保険会社、証券会社向け）の策定・改正を行い、オフサイト・モニタリングの一環としての金融機関に対する内部監査ヒアリングの実施、金融機関のガバナンスに対する監督上の着眼点の明確化等について規定するとともに、各監督指針に基づく適切な監督の実施に努めました。

③ 金融のコングロマリット化への対応

「金融コングロマリット監督指針」に基づく、実効性のあるモニタリング、業態横断的な取引等の監督事務の適切な実行、グループとしての財務の健全性や業務の適切性、リスク管理態勢等の監督をより充実させるため、18年度機構定員要求を行い、室長1名、補佐2名、係長2名の新設が認められました。

④ 早期是正措置等の的確な運用

金融機関の経営のより一層の健全性の確保に向けて、財務情報やリスク情報に基づき必要な経営改善を促すなど、引き続き、早期警戒制度や早期是正措置の適切な運用に努めました。

⑤ 銀行勘定における金利リスク等、自己資本比率の算定に含まれないリスクの適切なモニタリング等の検討

18年3月、バーゼルⅡ第2の柱において特に重要な事項とされている「銀行勘定の金利リスク」及び「信用集中リスク」については、個別に管理する必要性が高いことを踏まえ、早期警戒制度の枠組みの中に組み込み、バーゼルⅡ第2の柱の考え方を反映させることとして、各監督指針（主要行等、中小・地域金融機関向け）の改正を行いました。

⑥ オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの機能強化

預金取扱金融機関のオフサイト・モニタリングを的確に行うため、徴求項目の追加等システム変更を行いました。また、18年3月末には、全ての預金取扱金融機関がオンライン報告に移行しました。

預金取扱金融機関以外の金融機関についても、オンラインによる報告を可能とするとともに、情報の多様な分析によるモニタリングの高度化を図るため、17年11月に証券会社システム、18年5月に保険会社システムの再構築に着手しました。

⑦ 金融機関のシステムトラブルへの適切な対応

ア. システム統合に際してのモニタリング状況

(ア) 各監督指針（主要行等、中小・地域金融機関、保険会社、証券会社向け）において、システム統合時における監督上の着眼点や対応について規定しました。

(イ) また、金融機関等がシステム統合等を行うこととした場合には、システム統合の計画及びその進捗状況、システム統合リスク管理並びにプロジェクトマネジメントの態勢等について、報告を求めました。

イ. システム障害等に対する対応状況

金融機関等においてコンピュータ・システムの障害等の発生を認識した場合には、その事実について当局宛てに報告を求めるとともに、当該報告に基づき事実関係、復旧の見込み及び再発防止策等について重大な問題がないか検証しました。17年度に生じた障害の大半は、当日あるいは翌日復旧しているものであり、比較的軽微なものとなっていますが、システム障害の再発防止策が不十分である等重大な問題が認められる金融機関等に対しては、業務改善命令を行いました（2件）。

（2）評価

金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保の状況

上記諸施策を通じて、効果的なオフサイト・モニタリングの実施等を推進するとともに、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に努めてきました。

例えば、18年3月期の自己資本比率について見ると、主要行では、前年同期に比べて0.6%ポイント上昇し12.2%、地域銀行では、0.4%ポイント上昇し9.8%となりました。

また、不良債権について見ると、18年3月期の全国銀行の不良債権残高は、前年同期に比べ4.6兆円減少し、13.4兆円となりました。

不良債権比率については、主要行は「金融再生プログラム」（14年10月）の不良債権比率半減目標を達成した17年3月期の2.9%から、さらに1.1%ポイント低下し、1.8%となりました。地域銀行についても、全体で見ると地域密着型金融（リレーションシップバンキング）の機能強化に向けた取組みが着実な進展を見せる中で、17年3月期から1.0%ポイント低下し、4.5%となり、全国銀行の不良債権比率は、17年3月期から1.1%ポイント低下し、2.9%と全体として着実に低下しています。なお、いずれも金融再生法開示債権の公表を開始（11年3月期～）して以来最低の水準となっています。

（注）不良債権比率（＝不良債権÷総与信額）

	16/3		17/3		18/3
主要行	5.2%	→	2.9%	→	1.8%
地域銀行	6.9%	→	5.5%	→	4.5%
全国銀行	5.8%	→	4.0%	→	2.9%

このように、効果的なオフサイト・モニタリングの実施等の取組みもあって、銀行セクターを中心として健全化が進展しており、金融機関の自主的・持続的な取組みによる経営力強化の促進が図られているものと考えています。

6. 今後の課題

引き続き、業態・テーマごとに検査・監督連携会議を開催していくこと等を通じて、検査部局及び監督部局が、それぞれの独立性を尊重しつつ適切な連携を図り、オンサイトとオフサイトの双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることで、一層効率的なモニタリングを実施していくことが必要と考えています。

また、公正で透明性の高い金融行政を遂行する観点から、監督指針や事務ガイドラインにおいて可能な限り監督上の着眼点等を明確化するよう努めることとします。その上で、監督指針等に基づく厳正かつ適切な監督事務を行っていくよう努める必要があります。

業態ごとの監督に加え、金融コングロマリットについても、「金融コングロマリット監督指針」に基づき、グループとしてのリスク管理態勢等に係る横断的な監督を着実に実施していく必要があります。

モニタリング・システムについては、金融機関の業務の多様化、コングロマリット化及びバーゼルⅡの実施等を踏まえ、効率的なシステム機能強化等を図ることが必要と考えており、19年度において、モニタリング・システム等に係る予算要求を行う必要があります。

7. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。

8. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

9. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、下記に掲げる資料を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 不良債権の状況等
- ・ 各金融機関の決算関連資料
- ・ 金融機関オンライン報告利用状況

10. 担当部局

監督局総務課、監督局総務課監督調査室、監督局総務課バーゼルⅡ推進室、監督局総務課協同組織金融室、監督局銀行第1課、監督局銀行第2課、監督局保険課、監督局証券課、総務企画局企画課